

令和6年度 社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会事業計画

はじめに

令和5年3月に全社協地域福祉推進委員会は、市区町村社協経営指針第2次改定版をもとにした、「中期経営計画策定の手引き」を刊行しました。その中で市区町村社協がコロナ特例貸付を経験した今こそ、自らの経営理念、将来ビジョンを定め、中期経営計画を策定し、具体的な戦略をもった経営を実現しなければならないとされています。

本市では、今年度末で介護保険法施行当時から実施してきた、居宅介護、訪問介護、通所介護の3事業を廃止することを決定しました。また、長年懸案となっていた配食事業についても見直しを行い、社協全体の経営状況改善に向けた第1歩を踏み出しました。さらに、社協職員自身を取りまとめたこれらの事業の検討結果報告書の結びでは、これからは社協でなければならないことに注力していくとその決意も述べています。

したがって、令和6年度から中期経営計画の策定に取り組むこととし、その担当課として新たに「経営改善推進課」を設置します。同時に、これまで実施してきた事務事業についても不断の見直しを行い、地域住民との協働や各種福祉団体等との連携をさらに強化するため、令和6年度の経営理念、基本方針を以下のとおりとします。

経営理念

- 1 地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等の地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって、市民参画型の地域社会の実現を目指します。自らの連携・協働の場としての役割を十分に認識し、地域住民の立場に立って地域生活課題を共有しながら、地域住民が主体的に地域生活課題について考え、できるだけ身近な地域の中でそれが解決できる仕組みづくりを創出します。
- 2 誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるように、支援を必要とする方の生活状況や思いを把握するとともに、潜在化しがちな狭間にあるニーズもくみ取った福祉サービスの実現を目指します。
- 3 制度の狭間にある課題も含めて、事務事業を通じて地域生活課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスの開発、必要となるネットワーク構築に継続的に挑戦します。
- 4 社会環境が激しく変化する時代において、地域社会に責任をもって貢献していくために、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、持続可能な経営を目指します。

基本方針

- 1 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- 2 事業の展開にあたって、社協には「連携・協働」の場（プラットフォーム）としての役割があることを十分に認識し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- 3 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を行い、効果的で効率的な経営はどうあるべきか研究を進めます。

事業実施計画

1. 社協機能の充実・強化

- (1) 役員会等の開催
 - ア 理事会 (6月、12月、3月開催)
 - イ 評議員会 (6月、12月、3月開催)
 - ウ 正副会長会
 - エ 監事会 (5月、11月開催)
 - オ 専門部会
 - カ 地域福祉連絡会 (9月、2月開催)
 - キ 生活福祉資金調査委員会
 - ク 日本赤十字社鹿児島県支部霧島市地区理事会 (6月、9月、2月開催)
 - ケ 霧島市共同募金委員会運営委員会 (6月、9月、2月開催)
- (2) 広報啓発活動の充実
 - ア 社協だよりの発行 (年4回)
 - イ 福祉台帳の調査・整備
- (3) 職員研修会の開催 (職員全体研修会年2回)
- (4) 健康福祉まっりの開催 (2月開催)

2. 地域福祉活動の推進

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進
- (2) すこやか配食事業と見守り活動の推進
- (3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- (4) 地区社協活動への支援と連携
- (5) 地区自治公民館・民生委員児童委員・福祉関係団体等との連絡調整
- (6) 地域福祉団体との連携
- (7) 車椅子の貸し出し事業の推進
- (8) 生活支援体制整備事業の推進
- (9) 地域のひろば推進事業
- (10) かがしまおもいやりネットワーク事業
- (11) 地域福祉活動助成事業
- (12) きりしま住民参加型福祉サービス推進事業

3. 高齢者福祉活動の推進

- (1) 老人クラブ活動の推進・支援
- (2) 合同金婚式の実施
- (3) 一人だけの金婚式の支援

4. 障害児(者)福祉活動の推進

- (1) 児童デイサービス事業ひまわり園の運営
- (2) 障害児(者)福祉団体の活動支援
- (3) 自立支援配食事業の推進

5. 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進

- (1) 子育てサロン活動の推進
- (2) 児童福祉・母子寡婦福祉団体の活動支援
- (3) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) の推進 (隼人総合福祉センター)

6. ボランティアセンター活動事業

- (1) 他機関・団体との連携強化によるボランティアセンター機能の充実
- (2) ボランティアの養成・活動支援および登録の推進
- (3) 活動および登録等に関する相談対応・情報提供
- (4) ボランティア団体の活動支援
- (5) ボランティア協力校の指定・活動支援
- (6) ボランティア講座の開催
- (7) 音訳収録媒体（広報紙）の発送
- (8) 福祉学習支援
- (9) 高齢者疑似体験等用具貸与
- (10) きりしまおもちゃ病院の活動支援
- (11) ボランティア体験学習の推進
- (12) ボランティア保険の加入促進
- (13) 災害発生時に備えた災害ボランティアセンター設置・運用訓練の実施（年1回）
- (14) 市総合防災訓練および県総合防災訓練等への職員派遣
- (15) 災害応援協定に基づく職員派遣
- (16) 介護保険ボランティア養成講座事業の実施
- (17) 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の推進
- (18) きりしま居場所づくり事業の推進

7. 心配ごと相談活動の推進

8. 成年後見センター運営事業

- (1) 成年後見制度に関する総合相談
- (2) 法人後見事業
- (3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）
- (4) 成年後見制度の普及啓発

9. 介護保険事業の運営

- (1) 訪問入浴介護事業

10. 地域包括支援センターの運営

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 地域ケア会議推進事業
- (5) 介護予防ケアマネジメント業務
- (6) 指定介護予防支援業務
- (7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (8) 生活支援体制整備に関する取り組み
- (9) 認知症地域支援・ケア向上事業
- (10) 認知症初期集中支援推進事業
- (11) 家族介護者交流事業

11. 基幹相談支援センターの運営

- (1) 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある方及び難病の方に関する総合相談業務
- (2) 支援困難事例等に対する専門的相談業務
- (3) 市内相談支援事業者等に対する専門的指導・助言業務
- (4) 霧島市障害者自立支援協議会の事務局業務

12. 受託事業

- (1) 指定管理者としての円滑な運営事業
 - ア 総合福祉センターの受託事業（国分・隼人総合福祉センター）
 - イ 霧島市温泉センターの受託事業（溝辺支所・横川支所・霧島支所）
 - ウ 隼人老人給食センターの受託事業（事業課）
- (2) 霧島市地域包括支援センターの受託事業（10の再掲）
- (3) 認知症地域支援・ケア向上受託事業（10の再掲）
- (4) 認知症初期集中支援推進受託事業（10の再掲）
- (5) 地域生活配食事業の受託事業
- (6) 霧島市基幹相談支援センターの受託事業（11の再掲）
- (7) 児童デイサービス事業ひまわり園の受託事業（4の再掲 国分支所）
- (8) 地域子育て支援拠点受託事業（つどいの広場）（5の再掲）
- (9) 霧島市緊急通報体制整備受託事業
- (10) 成年後見センター運営受託事業（8の再掲）
- (11) 生活支援体制整備受託事業（2の再掲）
- (12) 地域のひろば推進受託事業（2の再掲）

13. 県社会福祉協議会受託事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業
- (2) 福祉サービス利用支援事業
- (3) 地域暮らし・ささえあい事業

14. 福祉サービス事業苦情解決第三者委員の設置

15. 低所得世帯等への援助活動の推進

- (1) 社協小口資金貸付事業

16. その他

- (1) 共同募金事業への協力
- (2) 日本赤十字社事業への協力
- (3) 鹿児島県護国神社崇敬奉賛会費徴収への協力
- (4) 災害による罹災者の支援
- (5) その他社会福祉に関する必要な事業